

1. 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」とします。）第6条第1項の規定に基づき、市町村が処理責任を負う一般廃棄物の処理に関する事項を定めています。

現代社会において、ごみは人間が生活をしていく中でほぼ確実に発生します。また、資源は限りあるものであり次の世代が困窮することの無いよう、社会の仕組みや人間の諸活動を極力、環境に負荷を与えない循環型の社会システム構築が必須と考えます。

これを果たすためにも私たちはごみに対する意識を高め、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化を推進していき、循環型社会形成に寄与していかなければなりません。

本市では、平成19年3月に基本計画を策定した後に、容器包装プラスチックの分別収集開始や、二ツ井地域の処理・処分体系の変更、能代・二ツ井地域のごみ処理手数料統一化などの動きがありました。

中間見直し時期に当たる今年度は、中間目標年度（平成24年度）以降の数値目標の設定や、昨今の廃棄物行政を取り巻く変革を踏まえ、更なるごみの減量化とリサイクル率の向上を実現するため、今後の取り組むべき方策を定めるものであります。

2. 計画範囲

①対象地域

能代市全域とします。

②対象廃棄物

対象地域（能代市全域）から発生する一般廃棄物が対象となります。

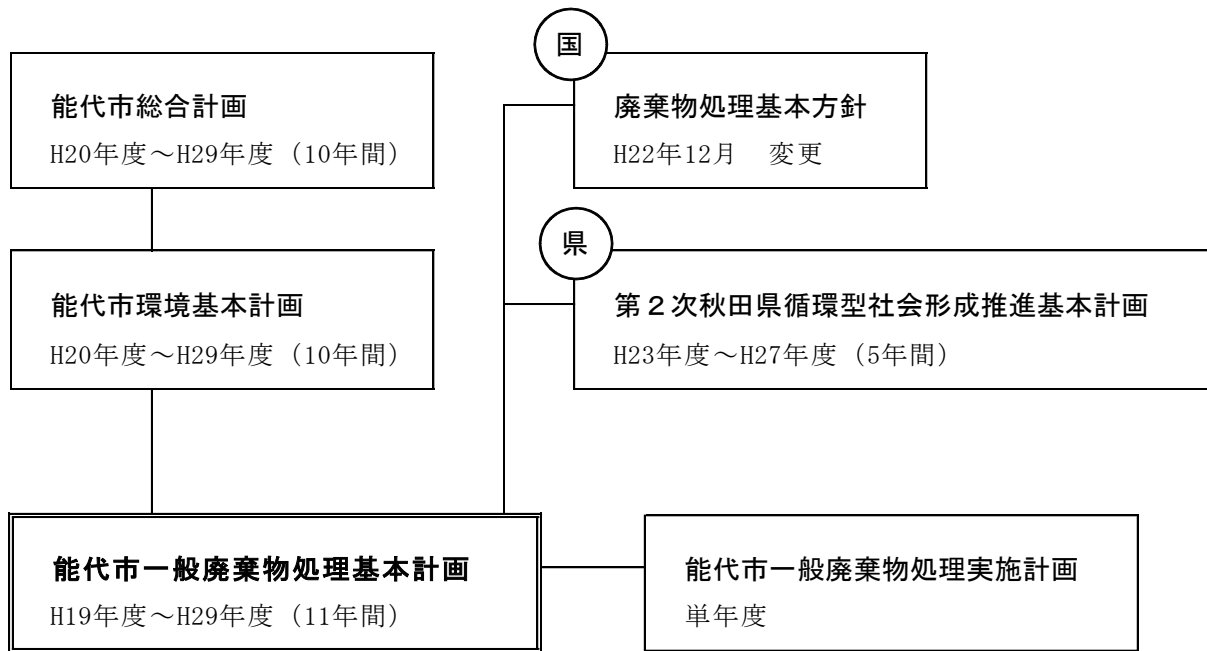
3. 計画の位置付け

本計画は、能代市の最上位計画である能代市総合計画に準じて策定しています。その他、本市の策定した計画で関連があるものとしては、「能代市環境基本計画」「能代市分別収集計画」「能代市地域防災計画」があります。

また、国が定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「廃棄物処理基本方針」とします。）」や、秋田県が策定した「第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画」においても一般廃棄物減量化に関する施策等が掲げられています。

これら関係する計画との整合性を図り、目標値の設定や諸施策を確立するものです。

関連する計画との体系



< 関連計画 >

○能代市分別収集計画

- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」とします。）第8条の規定より、各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み等を定めている。
- ・H23年度～H27年度（5年間）

○能代市生活排水処理整備構想

- ・基本計画、実施計画の「生活排水処理編」で関連性が強い計画。
- ・公共下水道等の生活排水処理施設は、国土交通省や農林水産省等の各省所管事業となっているが、各関係部局間との十分な調整を図り、関係事業を一元的な視点で捉えて計画を策定している。
- ・H21年3月策定（H30年度まで）

○能代市地域防災計画

- ・市の地域における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について防災関係機関を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定めている。
- ・震災時や一般災害時の廃棄物処理計画を策定。
- ・H21年1月30日 作成

4. 計画期間

この計画は、平成19年度から平成29年度までの11年間（前期6年、後期5年）とします。

なお、概ね5年ごとに見直しを行うこととなっており、今年度（平成24年度）は中間見直し年度に該当しています。